

那覇市役所本庁舎産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託仕様書

本仕様書は、那覇市が排出する産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託に係る単価契約（以下「収集運搬及び処分業務」という。）の仕様について定めたものである。

1 契約期間

収集運搬及び処分業務の委託期間は、契約の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、履行場所からの産業廃棄物の収集は、契約の日～令和8年3月31日までのうち、土曜日、日曜日又は祝日とし、協議の上決定する。

2 履行場所

那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎1-1-1）

3 廃棄物の内容

廃棄物の内容・総量については、【別表1】のとおりとする。

ただし、品目や重量については、目安であるため、実際の品目や重量とは異なることに留意すること。

4 業務の内容

- (1) 受託者は、委託された廃棄物を許可された車両で適正に運搬し、処理すること。
- (2) 受託者は、産業廃棄物の数量を把握し、産業廃棄物管理票に明記すること。
- (3) 受託者は、収集運搬及び処分業務を行う際、担当職員と十分調整を行い、委託者の業務に支障をきたさないこと。
- (4) 受託者が廃棄物を収集する場合は、係員にその旨を連絡し、立会いのうえ搬出すること。
- (5) 受託者は、委託者が指定する産業廃棄物の集積場所から運搬車まで積み込む作業を行うこと。集積場所と運搬車駐車スペースについては【別表2】のとおりとする。
- (6) 業務の実施にあたっては、受託者は諸法令・法規を遵守し事故の防止に万全の注意を払うこと。
- (7) 廃棄物が運搬車より大きい場合は、その場で切断するなど積みやすいようにしても構わないが、その際は、那覇市の建物や敷地などの財産に損害を与えないように留意すること。また、周辺に飛び散った木屑などをきちんと片付けること。
- (8) 廃棄物の収集運搬業務の際「道路占有許可」「道路使用許可」が必要な場合は、受託者で申請すること。収集運搬車両は、委託業務実施中であっても、他の車両等の通行を妨害する場所に駐車してはならない。
- (9) 廃棄物を収集運搬用車両に積み込む作業は迅速に行い、建物の損傷及び騒音等に留意すること。
- (10) 廃棄物の運搬中においては、廃棄物の飛散を防止すること。
- (11) 収集した産業廃棄物の最終処分について、令和8年3月31日までに実施すること。

5 結果報告

業務終了後はマニフェスト及び業務に関する写真を提出すること。なお、マニフェストについては、受託者で準備するものとする。

6 受託者の責任

受託者は、賠償責任保険等適切な保険に加入し、万一、次の各項の事故が生じたときは、受託者の責任において処理すること。

- (1) 第三者、来訪者、委託者の職員及びその関係者、受託者の作業員の人身事故。
- (2) 作業車両等によるすべての車両事故。
- (3) 履行場所の敷地内通路の縁石、植栽及び建物とこれに付随する設備に損害を与える事故。
- (4) その他、受託者の管理責任に帰する事故。

7 環境配慮

燃料の使用削減等車両の適正運行を図ることで環境への配慮を推進するため、次の(1)～(7)に十分留意した上で収集運搬業務にあたること。

- (1) 空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキを止め、適切な車間距離をとること。
- (2) 経済速度で走行すること。
- (3) 無駄な荷物は積まないこと。
- (4) タイヤの空気圧を適正にすること。
- (5) アイドリングストップを実施すること。
- (6) 排出ガス等を抑制するために適正な車両整備に努めること。
- (7) 効率的なコースを運行するよう努めること。

8 特記事項

収集運搬及び処分業務について、本仕様書に疑義がある事項は、委託者の指示を受け対処するものとする。

【別表1】

施設名	排出見込み量	廃棄物の種類
那覇市役所 本庁舎	3,825.6 kg	混合廃棄物(汚泥、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、木くず) ※蛍光管は収集の対象外とする。

【別表2】

那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1－1－1）

